

表 公費解体と費用償還（自費解体）の比較

項目	公費解体	費用償還（自費解体）
解体業者	市が決定	個人が解体業者と契約
解体内容	解体の対象は、原則、建物と基礎に限ります（塀・門扉・庭木・庭石等の撤去が必要な場合は、所有者が別に契約）。	業者との相談により、解体内容を決定（費用償還の対象は、公費解体と同様）します。
費用	市が所有者の申請に基づき、発注するため、市が公費で支払います。	所有者と解体業者との契約になるため、所有者が一旦支払った後、市の基準額により費用償還額を決定し交付します。契約内容によっては、 <u>全額償還とならない場合があります。</u>
適用面積	申請後に現地確認を行い、実測して算出した面積を適用。	解体終了後の申請となるので、現地確認ができないことから、実測できないため、登記簿もしくは固定資産台帳に記載されている面積を適用。
その他		解体ごみについては産業廃棄物扱いとなり、 <u>別途処分費用が必要です。</u> ただし、解体業者がマニフェストを提出すれば、処分費用も償還対象となります（家財道具などの処分費用は含みません）。